

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月18日
【会社名】	株式会社キトー
【英訳名】	KITO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鬼頭 芳雄
【本店の所在の場所】	山梨県中巨摩郡昭和町築地新居2000番地
【電話番号】	055-275-7521
【事務連絡者氏名】	専務取締役 専務執行役員 経営管理本部長 野村 博
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿3丁目20番2号 東京オペラシティビル 16階
【電話番号】	03-5371-7345
【事務連絡者氏名】	専務取締役 専務執行役員 経営管理本部長 野村 博
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	一般募集 532,000,000円 引受人の買取引受けによる売出し 2,321,000,000円 オーバーアロットメントによる売出し 432,000,000円 (注)1 募集金額は、会社法上の払込金額(以下、本有価証券届出書において「発行価額」という。)の総額であり、平成23年2月10日(木)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。 2 売出金額は、売出価額の総額であり、平成23年2月10日(木)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	5,717株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 当社は単元株制度は採用していません。

(注) 1 平成23年2月18日(金)開催の取締役会決議によります。

- 上記発行数は、平成23年2月18日(金)開催の取締役会において決議された公募による自己株式の処分に係る募集株式数であります。したがって、本募集(以下、「一般募集」という。)は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。
- 一般募集並びに後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」及び「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」に記載の引受人の買取引受けによる売出し(以下、「引受人の買取引受けによる売出し」という。)に伴い、その需要状況を勘案し、4,402株を上限として大和証券キャピタル・マーケット株式会社(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しとは別に、平成23年2月18日(金)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の大和証券キャピタル・マーケット株式会社を割当先とする当社普通株式4,402株の第三者割当による自己株式の処分(以下、「本件第三者割当による自己株式の処分」という。)を行うことを決議しております。
- 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。
- 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

平成23年2月28日(月)から平成23年3月3日(木)までの間のいずれかの日(以下、「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	-	-	-
一般募集	5,717株	532,000,000	-
計(総発行株式)	5,717株	532,000,000	-

(注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。

2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。

3 一般募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。

4 発行価額の総額は、平成23年2月10日(木)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注) 1、2 (発行価格等決定日における株式会社東京証券取引所の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。)	未定 (注) 1、2	- (注) 3	1株	自平成23年3月4日(金) 至平成23年3月7日(月) (注) 4	1株につき発行価格と同一の金額	平成23年3月10日(木) (注) 4

(注) 1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成23年2月28日(月)から平成23年3月3日(木)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額)を決定いたします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当による自己株式の処分の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.kito.co.jp/ir/index.html>)(以下、「新聞等」という。)において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 一般募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額は資本組入れされません。

- 4 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成23年2月25日(金)から平成23年3月3日(木)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成23年2月28日(月)から平成23年3月3日(木)までを予定しております。

したがいまして、

発行価格等決定日が平成23年2月28日(月)の場合、申込期間は「自平成23年3月1日(火)至平成23年3月2日(水)」、払込期日は「平成23年3月7日(月)」

発行価格等決定日が平成23年3月1日(火)の場合、申込期間は「自平成23年3月2日(水)至平成23年3月3日(木)」、払込期日は「平成23年3月8日(火)」

発行価格等決定日が平成23年3月2日(水)の場合、申込期間は「自平成23年3月3日(木)至平成23年3月4日(金)」、払込期日は「平成23年3月9日(水)」

発行価格等決定日が平成23年3月3日(木)の場合、上記申込期間のとおり、

となりますのでご注意ください。

- 5 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがいまして、

発行価格等決定日が平成23年2月28日(月)の場合、受渡期日は「平成23年3月8日(火)」

発行価格等決定日が平成23年3月1日(火)の場合、受渡期日は「平成23年3月9日(水)」

発行価格等決定日が平成23年3月2日(水)の場合、受渡期日は「平成23年3月10日(木)」

発行価格等決定日が平成23年3月3日(木)の場合、受渡期日は「平成23年3月11日(金)」

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

- 6 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

- 7 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に自己株式の処分に対する払込金に振替充当いたします。

- 8 申込証拠金には、利息をつけません。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先である金融商品取引業者の本店及び国内各支店で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 新宿西口支店	東京都新宿区西新宿一丁目7番1号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	4,574株	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は自己株式の処分に対する払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
日興コーディアル証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	1,143株	
計	-	5,717株	-

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
532,000,000	12,000,000	520,000,000

(注) 1 新規発行による手取金は一般募集による自己株式の処分に係る手取金であり、発行諸費用の概算額は一般募集による自己株式の処分に係る諸費用の概算額であります。

2 引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

3 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成23年2月10日(木)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額520,000,000円については、一般募集と同日付をもって取締役会で決議された本件第三者割当による自己株式の処分の手取概算額上限406,000,000円と合わせた手取概算額合計上限926,000,000円について、672,000,000円を平成24年3月末までに設備資金に、150,000,000円を平成24年3月末までに平成22年9月に実施したインドの中堅クレーンメーカーであるArmseI MHE Pvt. Ltd.(以下、「ArmseI社」という。)の買収に係る借入金の返済資金の一部にそれぞれ充当し、残額が発生する場合は平成24年3月末までに製品生産量増加に伴う在庫及び売掛金の増加に対応するための運転資金に充当する予定であります。

当社は、総合ホイストメーカーとしての品揃え及びクレーンシステムの拡充を進めるとともに、商品の需要地の構成に即したグローバル生産体制を確立し、製造原価の低減と利益率改善を実現するグローバルサプライチェーンを構築するため、山梨本社工場を各生産拠点の指導、スキル育成並びに新技術及び新製品の研究開発を担うグローバルスキルセンターとすることを目的として、山梨本社工場の整備、増強を進めるための設備計画を、平成23年1月に新たに策定いたしました。設備資金については、山梨本社工場における(A)新製品の生産及び標準製品の生産能力拡大、(B)生産効率の向上、(C)維持更新投資に充当する予定であります。

具体的には、(A)については、新製品の量産化に伴う金型、加工設備、付帯設備に194,000,000円、標準製品のモデル追加に伴う金型、加工設備に168,000,000円、標準製品に組み込まれるチェーンの生産ラインの増設、及び標準製品の専用検査機の増設等による生産能力増強に45,000,000円、生産拠点のグローバル分散化に伴う金型、付帯設備に16,000,000円、外製工程の内製化に伴う専用検査機、金型、付帯設備に30,000,000円、合計453,000,000円を予定しております。(B)については、標準製品の加工費のコストダウンを目的とした加工設備、付帯設備、品質安定化を目的とした外注仕入れ先の変更に伴う金型に66,000,000円を予定しております。(C)については、老朽化設備の更新・修理等に93,000,000円、環境対応・省エネルギー化を目的とした設備更新に60,000,000円、合計153,000,000円を予定しております。

ArmseI社買収に係る借入金については、平成22年9月30日に600,000,000円を借入れ、平成22年12月31日現在の借入金残高は570,000,000円(1年以内返済予定の長期借入金120,000,000円を含む。)になっております。調達資金による返済は、平成23年3月、6月、9月、12月及び平成24年3月に各々30,000,000円を予定しております。

なお、設備計画の内容の変更については、後記「第三部 追完情報 1 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

第2【売出要項】

1【売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)】

平成23年2月28日(月)から平成23年3月3日(木)までの間のいずれの日(発行価格等決定日)に決定される引受価額にて後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	23,636株	2,321,000,000	英国領西インド諸島、ケイマン諸島、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、メアリー・ストリート、ウォーカー・ハウス、私書箱265GT号 (P.O. Box 265GT: Walker House, Mary Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands) カーライル・ジャパン・パートナーズ・エル・ピー (Carlyle Japan Partners, L.P.) 23,227株 英国領西インド諸島、ケイマン諸島、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、メアリー・ストリート、ウォーカー・ハウス、私書箱265GT号 (P.O. Box 265GT: Walker House, Mary Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands) シージェイビー・コ・インベストメント・エル・ピー (CJP Co-Investment, L.P.) 409株

- (注) 1 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況を勘案し、大和証券キャピタル・マーケット株式会社(以下「大和証券キャピタル・マーケット株式会社」という)がオーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 2 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。
- 3 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 4 売出価額の総額は、平成23年2月10日(木)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)】

売出価格 (円)	引受 価額 (円)	申込期間	申込 単位	申込 証拠金 (円)	申込 受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受 契約の 内容
未定 (注)1、2 (発行価格等 決定日におけ る株式会社東 京証券取引所 の終値(当日 に終値のない 場合は、その 日に先立つ直 近日の終値) に0.90~1.00 を乗じた価格 (1円未満端 数切捨て)を 仮条件としま す。)	未定 (注) 1、2	自 平成23年 3月4日(金) 至 平成23年 3月7日(月) (注)3	1株	1株に つき売 出価格 と同一 の金額	右記金融商 品取引業者 及びその委 託販売先金 融商品取引 業者の本店 及び国内各 支店	東京都千代田区丸の内一丁目9番 1号 大和証券キャピタル・マーケッ ツ株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番 1号 日興コーディアル証券株式会社	(注)5

(注)1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成23年2月28日(月)から平成23年3月3日(木)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に売出価格を決定し、併せて引受価額(売出人が引受人より1株当たりの売買代金として受取る金額)を決定いたします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当による自己株式の処分の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.kito.co.jp/ir/index.html>)(新聞等)において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されません。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 前記「1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」の冒頭に記載のとおり、売出価格と引受価額とは異なります。売出価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される申込期間と同一といたします。
- 株式の受渡期日については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」における株式の受渡期日と同一といたします。
- 元引受契約の内容
買取引受けによります。
引受手数料は支払われません。
ただし、売出価格と引受価額との差額は、引受人の手取金となります。
なお、引受人の手取金は前記「第1 募集要項 3 株式の引受け 引受けの条件」において決定される引受人の手取金と同一といたします。
金融商品取引業者の引受株式数

金融商品取引業者名	引受株式数
大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社	18,909株
日興コーディアル証券株式会社	4,727株

- 6 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 7 申込証拠金のうち引受価額相当額は、受渡期日に売出人への支払いに充当いたします。
- 8 申込証拠金には、利息をつけません。
- 9 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。
社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	4,402株	432,000,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社

（注）1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況を勘案し、4,402株を上限として大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出しであります。上記の売出数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等（発行価格、発行価額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当による自己株式の処分の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.kito.co.jp/ir/index.html>）（新聞等）において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されず。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

- 3 売出価額の総額は、平成23年2月10日（木）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

売出価格（円）	申込期間	申込単位	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 （注）1	自 平成23年3月4日（金） 至 平成23年3月7日（月） （注）1	1株	1株につき 売出価格と 同一の金額	大和証券キャピタル・ マーケッツ株式会社及 びその委託販売先金融 商品取引業者の本店及 び国内各支店	-	-

（注）1 売出価格及び申込期間については、前記「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」において決定される売出価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。

- 2 株式の受渡期日については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件（2）募集の条件」における株式の受渡期日と同一といたします。

- 3 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
- 4 申込証拠金には、利息をつけません。
- 5 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。
社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況を勘案し、4,402株を上限として大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式(以下、「貸借株式」という。)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成23年2月18日(金)開催の取締役会において、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社を割当先とする当社普通株式4,402株の第三者割当による自己株式の処分(本件第三者割当による自己株式の処分)を平成23年3月30日(水)を払込期日として行うことを決議しております。また、同取締役会において、本件第三者割当による自己株式の処分について、会社法上の払込金額は一般募集における発行価額と同一とすることを決議しております。

大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間(以下、「申込期間」という。)中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があり、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成23年3月25日(金)までの間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。(注))、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた全ての株式は貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社は、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当による自己株式の処分に係る割当に応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当による自己株式の処分における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当による自己株式の処分における最終的な処分株式数とその限度で減少し、又は処分そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社は本件第三者割当による自己株式の処分に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当による自己株式の処分は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注)シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成23年2月28日(月)の場合、「平成23年3月3日(木)から平成23年3月25日(金)までの間」

発行価格等決定日が平成23年3月1日(火)の場合、「平成23年3月4日(金)から平成23年3月25日(金)までの間」

発行価格等決定日が平成23年3月2日(水)の場合、「平成23年3月5日(土)から平成23年3月25日(金)までの間」

発行価格等決定日が平成23年3月3日(木)の場合、「平成23年3月8日(火)から平成23年3月25日(金)までの間」

となります。

2 ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、当社は、大和証券キャピタル・マーケット株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下、「ロックアップ期間」という。)について、大和証券キャピタル・マーケット株式会社の事前の書面による承諾を得ることなく、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換できる証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された証券の発行等(ただし、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し、本件第三者割当による自己株式の処分、株式分割による新株式発行及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、大和証券キャピタル・マーケット株式会社はその裁量で、当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

特に自己株式処分並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

・表紙裏に以下の内容を記載します。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、売価額、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当による自己株式の処分の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受けによる売出しの売価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.kito.co.jp/ir/index.html>）（以下、「新聞等」という。）において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

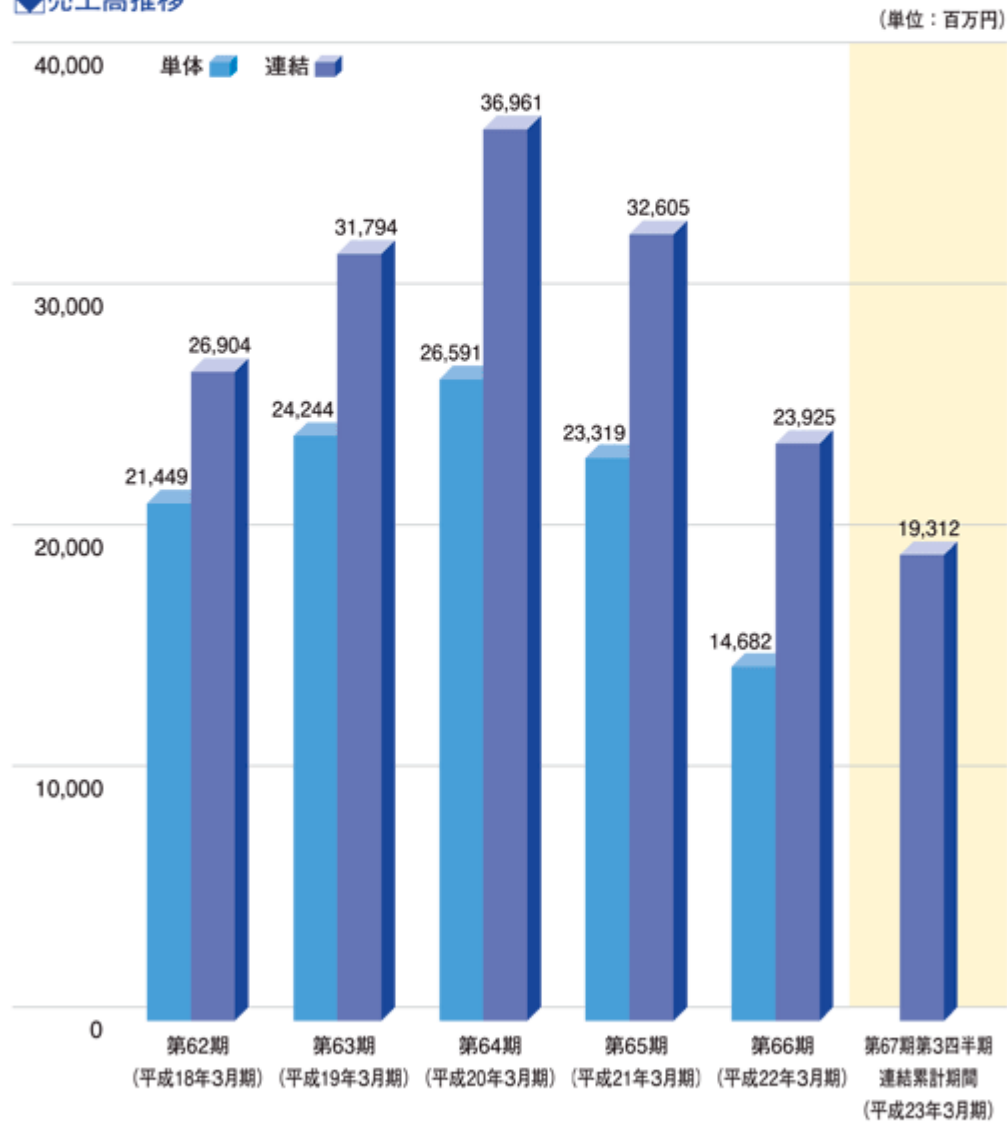
・表紙の次に、以下に掲げる「1．事業の概況」から「5．グローバル・ネットワーク（海外子会社）」までの内容をカラー印刷したものを記載いたします。

1. 事業の概況

当社グループは、平成22年12月31日現在、当社、連結子会社13社及び非連結子会社1社の計15社で構成されております。

当社グループの主な事業内容は、巻上機及びクレーン等の製造、販売であり、事業の種類別セグメントは、ホイスト・クレーン事業のみの単一セグメントであります。

◆売上高推移



2. 業績等の推移

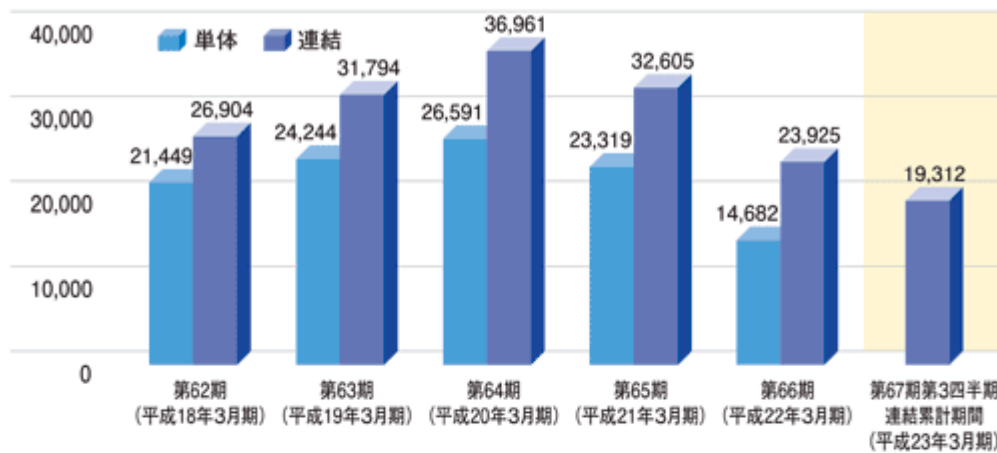
◆主要な経営指標等の推移

回次	第62期	第63期	第64期	第65期	第66期	第67期 第3四半期 累計期間 会計期間	
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	
(1)連結経営指標等							
売上高	(百万円)	26,904	31,794	36,961	32,605	23,925	19,312
経常利益	(百万円)	3,653	4,518	5,188	2,045	471	236
当期（四半期）純利益	(百万円)	2,307	2,787	3,286	1,185	122	82
純資産額	(百万円)	11,487	15,185	17,748	17,269	15,786	14,817
総資産額	(百万円)	25,636	29,671	29,187	27,861	25,700	26,397
1株当たり純資産額	(円)	96,962.27	114,153.19	126,326.55	124,120.52	125,282.03	117,440.11
1株当たり当期（四半期）純利益	(円)	16,313.10	23,254.72	24,940.56	8,807.08	910.72	678.41
潜在株式調整後1株当たり当期（四半期）純利益	(円)	—	—	24,117.46	8,690.32	903.06	672.11
自己資本比率	(%)	44.8	48.9	58.2	60.2	59.3	54.2
自己資本利益率	(%)	18.5	21.4	20.9	7.0	0.8	—
株価収益率	(倍)	—	—	6.5	8.4	127.4	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	3,054	3,748	2,500	572	2,097	2,127
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	122	△887	△1,130	△2,026	△594	△1,718
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△5,142	△599	△2,582	820	△895	△118
現金及び現金同等物の期末（四半期末）残高	(百万円)	4,609	6,942	5,472	4,655	5,361	5,342
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(名)	1,208 (340)	1,379 (396)	1,466 (465)	1,541 (515)	1,541 (340)	1,708 (364)
(2)提出会社の経営指標等							
売上高	(百万円)	21,449	24,244	26,591	23,319	14,682	
経常利益又は経常損失(△)	(百万円)	2,861	3,254	3,809	1,231	△595	
当期純利益又は当期純損失(△)	(百万円)	1,688	2,016	2,659	792	△251	
資本金	(百万円)	3,740	3,855	3,965	3,976	3,976	
発行済株式総数	(株)	117,903	127,101	134,557	135,241	135,241	
純資産額	(百万円)	10,697	12,898	15,364	15,369	13,562	
総資産額	(百万円)	23,310	25,982	25,248	24,409	22,340	
1株当たり純資産額	(円)	90,259.89	101,491.85	114,199.88	113,657.15	111,360.91	
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	6,000.00 (3,000.00)	4,500.00 (3,000.00)	2,000.00 (1,000.00)	
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	(円)	11,822.37	16,824.21	20,180.94	5,889.69	△1,866.58	
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	—	—	19,514.92	5,811.61	—	
自己資本比率	(%)	45.9	49.6	60.9	63.0	60.7	
自己資本利益率	(%)	13.7	17.1	18.8	5.2	—	
株価収益率	(倍)	—	—	8.0	12.5	—	
配当性向	(%)	—	—	29.7	76.4	—	
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(名)	507 (98)	519 (115)	560 (262)	600 (292)	623 (180)	

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2 第62期・第63期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当社株式が非上場のため記載しておりません。
3 第66期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失のため記載しておりません。
4 第66期の自己資本利益率、株価収益率及び配当性向については、当期純損失のため記載しておりません。
5 第62期・第63期の株価収益率は、上場廃止により株価が存在しないため記載しておりません。
6 従業員数は、就業人員数を記載しております。
なお、臨時雇用者には、パートタイマー・臨時社員の臨時従業員及び派遣社員を含んでおります。
7 第64期の1株当たり配当額6,000.00円は、記念配当（上場及び創立75周年）1,000.00円を含んでおります。
8 純資産額の算定にあたり、第63期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

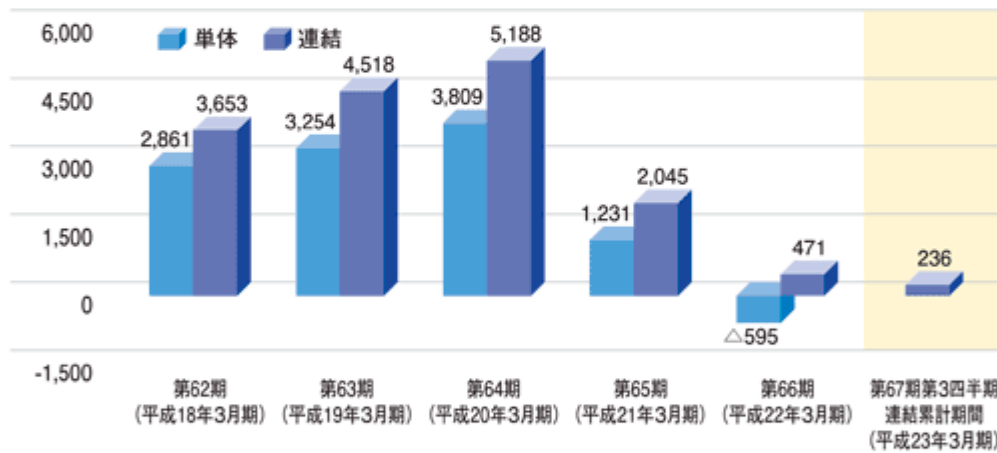
◆売上高

(単位：百万円)



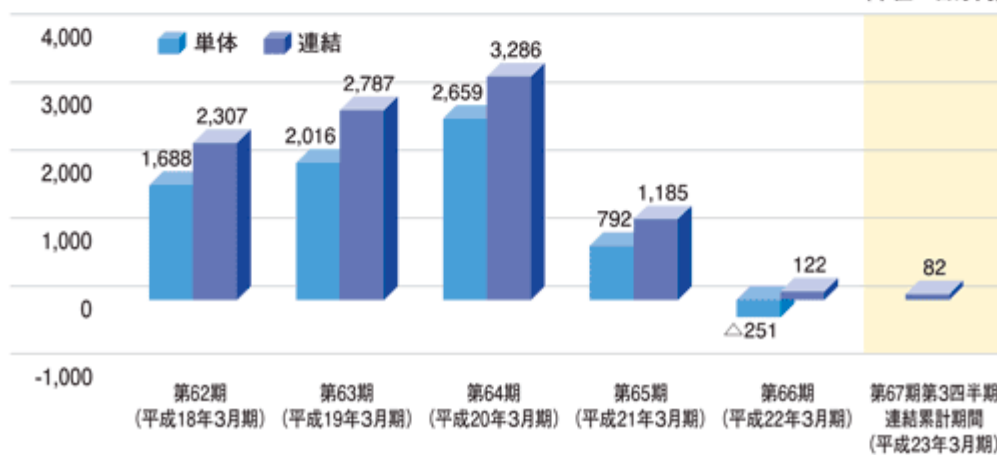
◆経常利益又は経常損失

(単位：百万円)



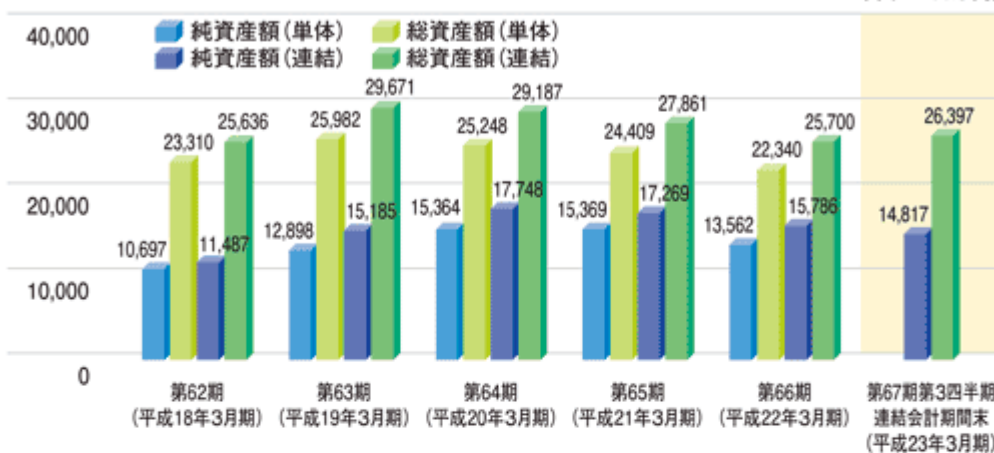
◆当期(四半期)純利益又は当期純損失

(単位：百万円)



◆純資産額／総資産額

(単位：百万円)



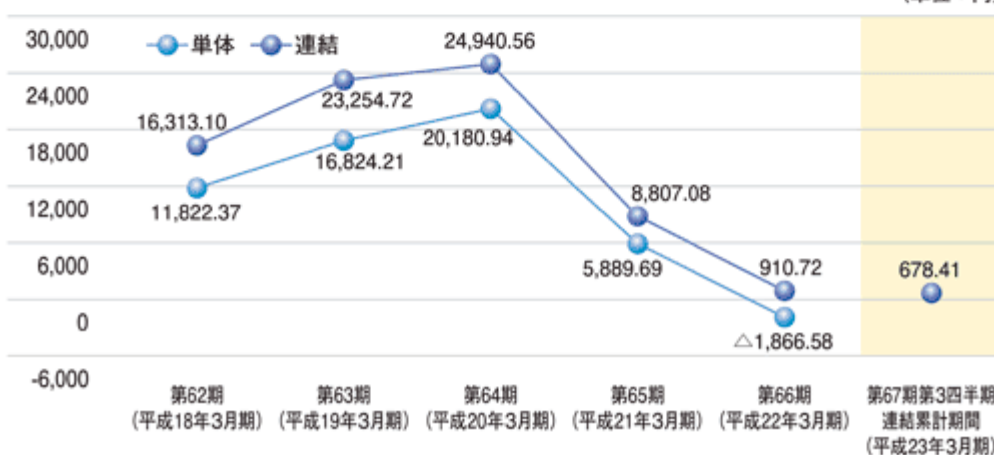
◆1株当たり純資産額

(単位：円)



◆1株当たり当期(四半期)純利益又は1株当たり当期純損失

(単位：円)



3. 事業の内容

当社グループは、平成22年12月31日現在、当社、連結子会社13社及び非連結子会社1社の計15社で構成されております。

当社グループの主な事業内容は、巻上機及びクレーン等の製造、販売であり、事業の種類別セグメントは、ホイスト・クレーン事業のみの単一セグメントであります。

当社グループは顧客のニーズに合致した事業を展開しており、製品としては「標準製品」「特殊製品」「その他」に区分されます。

当社グループの販売体制は、国内では代理店制度を採用し、主に特約代理店傘下の販売店の一般流通ルートを通じて供給しております。また、海外では海外子会社及び海外代理店を通じて供給しております。

<標準製品>

顧客ニーズの最大公約数をとらえ規格化した製品であり、見込み生産品であります。巻上機及びクレーンともに使いやすさはもとより、安全性や生産性の向上を求める顧客の要望に高次元で応える機能を有しております。

電気チェーンブロック



電動モータの回転により荷物を巻き上げ下げする製品で、主に工場設備として使用されておりますが、橋梁建設等屋外現場でも幅広く使用されております。

ロープホイスト



荷物を巻き上げ下げする媒体として、チェーンではなくワイヤーロープを使用した製品です。

レバーブロック



荷締め・固定・位置合わせ作業に適した製品で、運輸・橋梁・建築・土木・林業等あらゆる業界で幅広く使用されております。



手動チェーンブロック



人力でハンドチェーンを操作し、荷物を巻き上げ下げする製品で、限られたスペースでも荷物を簡単に移動できることから、主に土木建築現場等で使用されております。



クレーン

荷役運搬作業の効率向上、省スペース、省コストを実現する設備として使用されており、天井クレーン・ジブクレーン・橋形クレーン・その他周辺機器等の製品です。



オーバーヘッド形電動式クレーン(複数フック)



橋形電動式ダブルガーダクレーン

<特殊製品>

顧客の荷役の内容や環境条件によって異なるさまざまなニーズをとらえ、オリジナル設計・製作をした製品であり、特殊な環境や複雑な条件においても安全性と作業効率向上を求める顧客の要望に柔軟に対応しております。



(航空産業) ジェット・エンジンメンテナンス工場用
搬送システムクレーン



(製造業) 印刷機用ロール搬送クレーン



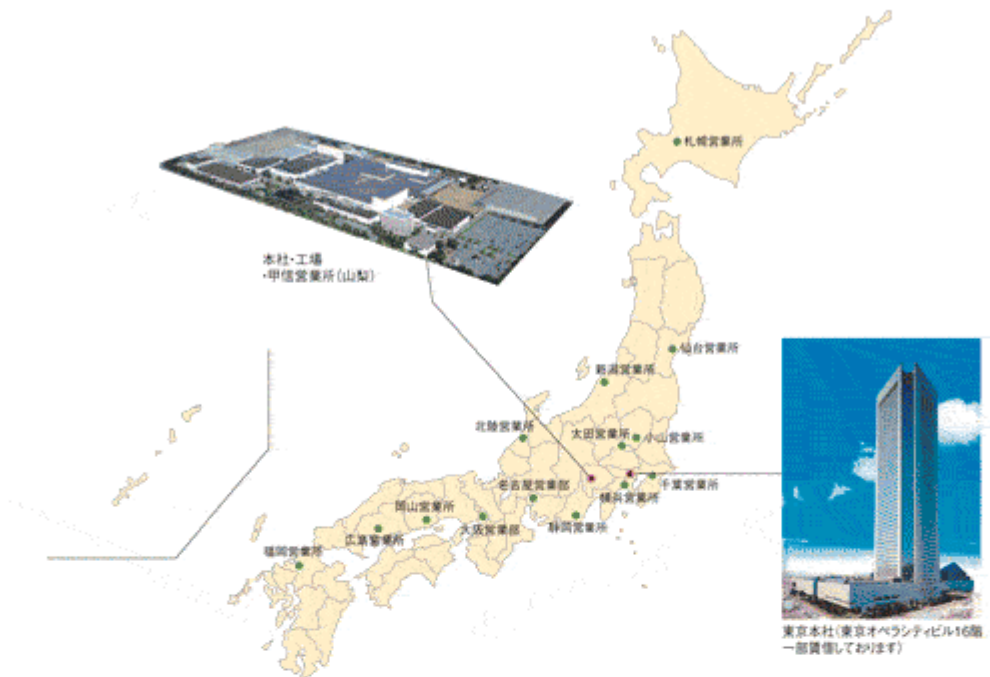
(エンターテインメント) イルカ搬出入用クレーン



(建設土木) 高速道路橋梁セグメント搬送装置

4. 国内事業所

平成22年12月31日現在



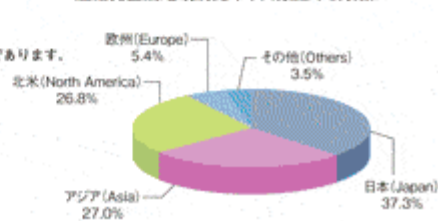
5. グローバル・ネットワーク(海外子会社)

平成22年12月31日現在



- (注) 1 地図上の「国名(国名)」は、子会社の主要な事業内容を示しております。
2 連結売上高地域別比率グラフの国又は地域の区分は、地理的近隣度によっております。
また、本邦以外の区分に属する主な国又は地域は、
(1) 北米……………アメリカ・カナダ
(2) アジア……………中国・韓国・東南アジア
(3) 欧州……………ドイツ・イタリア・その他
(4) その他の地域……………アフリカ・オセアニア・その他
3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

連結売上高地域別比率(平成22年3月期)

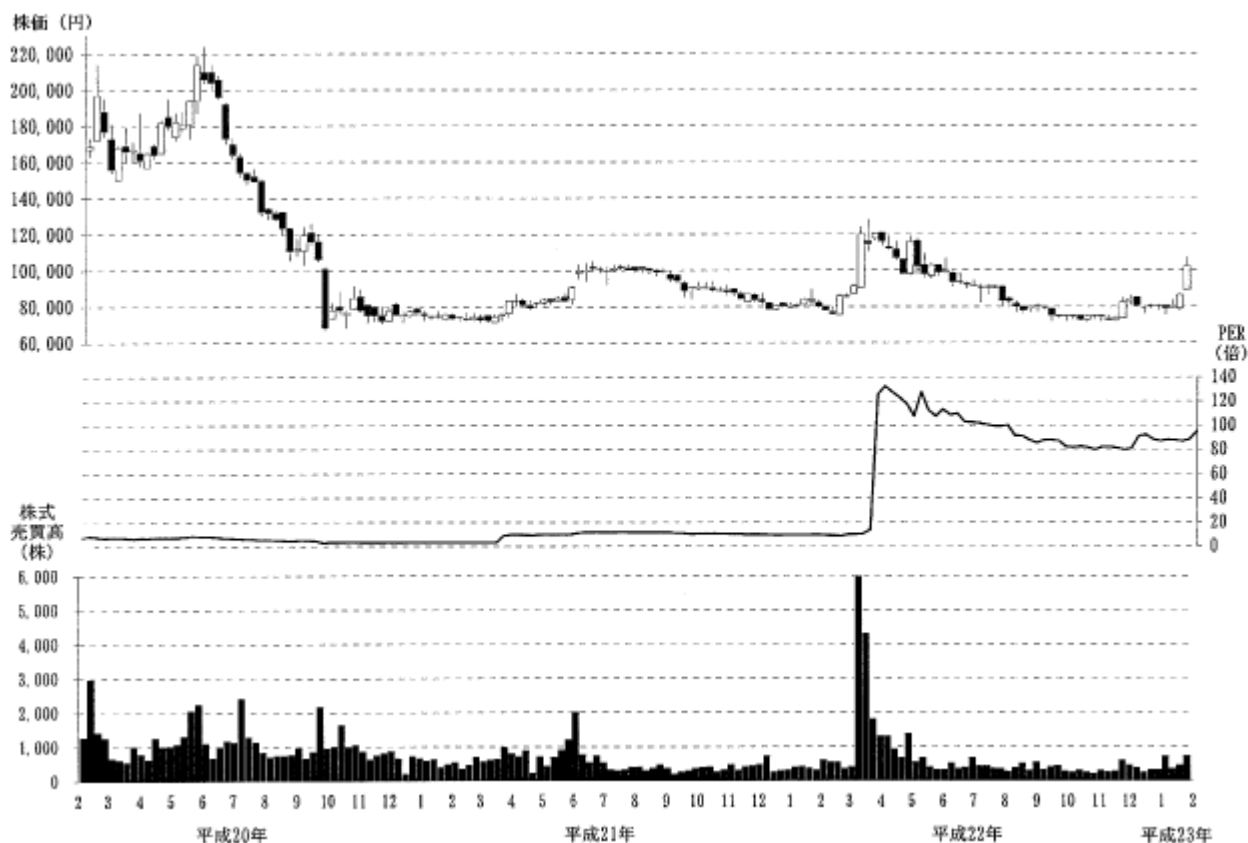


・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載します。

〔株価情報等〕

1【株価、P E R及び株式売買高の推移】

平成20年2月18日から平成23年2月10日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。



(注) 1 ・株価グラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しています。

・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しています。

・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しています。

2 P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$\text{P E R (倍)} = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益(連結)}}$$

平成20年2月18日から平成20年3月31日については、平成19年3月期有価証券報告書の平成19年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成20年4月1日から平成21年3月31日については、平成20年3月期有価証券報告書の平成20年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成21年4月1日から平成22年3月31日については、平成21年3月期有価証券報告書の平成21年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成22年4月1日から平成23年2月10日については、平成22年3月期有価証券報告書の平成22年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2【大量保有報告書等の提出状況】

平成22年8月18日から平成23年2月10日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第66期事業年度）（訂正を含む。）「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画（1）重要な設備の新設等」は、本有価証券届出書提出日（平成23年2月18日）現在、以下のとおりとなっております。

（1）重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額 (百万円)		資金調 達方法	着手 年月	完了予 定年月	完成後の増加能力
				総額	既支払額				
提出 会社	本社工場 (山梨県 中巨摩郡 昭和町)	日本	生産設備	453		自己資金 及び自己株式 の処分資金	平成23年 2月	平成24年 3月	新製品の生産及 び標準製品の生 産能力拡大
			生産設備	66		自己資金 及び自己株式 の処分資金	平成23年 2月	平成24年 3月	生産効率の向上
			維持更新投資	153		自己資金 及び自己株式 の処分資金	平成23年 2月	平成24年 3月	(注) 1
合計				672					

(注) 1 完成後の増加能力については、設備の維持・更新を目的としているため、記載しておりません。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第66期事業年度）（訂正を含む。）の提出日（平成22年6月25日）以後、本有価証券届出書提出日（平成23年2月18日）までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

その内容は以下のとおりであります。

1 提出理由

平成22年6月24日開催の当社第66回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成22年6月29日に臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成22年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

配当財産の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金1,000円（配当総額121,704,000円）

剰余金の配当が効力を生じる日

平成22年6月25日

第2号議案 定款一部変更の件

定款第1章第1条（商号） 項に定める英文表記「KITO CORP.」は省略名称であるため、「KITO CORPORATION」に変更する。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役として、鬼頭芳雄、野村 博、譲原経男、伊藤 祝、山田和広、淡輪敬三、松島克守を選任する。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役田中博樹、平沼 優、箭内吉夫の各氏に対し、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等については取締役会に一任する。

第5号議案 スtock・オプションとして取締役及び執行役員に対して新株予約権を発行する件

当社の取締役及び執行役員に対し、Stock・オプションとして新株予約権を発行すること、並びに、新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する。

- (3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果	
					賛成比率(%)	可否
第1号議案	96,247	179	0	(注) 1	94.46	可決
第2号議案	96,298	128	0	(注) 2	94.51	可決
第3号議案				(注) 3		
鬼頭 芳雄	95,962	455	0		94.19	可決
野村 博	96,250	167	0		94.47	可決
譲原 経男	96,253	164	0		94.47	可決
伊藤 祝	96,222	195	0		94.44	可決
山田 和広	95,897	520	0		94.12	可決
淡輪 敬三	94,735	1,682	0		92.98	可決
松島 克守	96,236	181	0		94.46	可決
第4号議案	95,743	682	0	(注) 1	93.96	可決
第5号議案	92,619	3,806	0	(注) 2	90.90	可決

(注) 1 出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

4 賛成比率につきましては、当該株主総会当日出席の株主全員の議決権数を分母に加算して計算しております。

- (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

当該株主総会前日までの事前行使分及び当該株主総会当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、当該株主総会当日出席の株主の議決権のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

3 事業等のリスクについて

第66期事業年度に係る有価証券報告書及び第67期事業年度に係る四半期報告書(訂正を含み、以下、「有価証券報告書等」という。)に記載された事業等のリスクについて、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成23年2月18日)までの間において変更及び追加すべき事由が生じております。以下の内容は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、変更及び追加箇所については、_____ 罫で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成23年2月18日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

[事業等のリスク]

当社グループの経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスク要因については以下のものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日(平成23年2月18日)現在において当社が判断したものであります。

(1) 経済情勢及び景気動向

当社グループ製品の需要は、設備投資等の経済情勢の変動により、大きな影響を受けることがあり、日本の景気動向だけでなく、特に、当社グループの売上規模が大きい北米、中国を含むアジア等の景気動向によって、当社グループの業績及び財政状態に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(2) 当社グループの販売体制等について

販売代理店との取引について

当社グループの販売は、一部の特殊製品等において、ユーザー顧客との直接取引を行っているものもありますが、主に販売代理店を通じて行っており、これら販売代理店に対して口銭や報奨金の支払いを行っております。

この販売代理店との長年に渡る協業体制の結果、当社グループは販売・サービス網を構築しており、様々な業種が当社グループ製品のユーザー顧客に含まれているものと認識しております。

当社グループは、販売代理店との間において、今後も友好的関係を構築・維持できるものと認識しておりますが、当社製品の販売は販売代理店の営業活動に大きく依存しているため、販売代理店との関係悪化等により取引の継続が困難となった場合には、当社グループの財政状態及び業績に影響が及ぶ可能性があります。なお、平成22年3月期において、当社グループの連結売上高の1割以上を販売している販売代理店はありません。

海外売上高の割合について

平成22年3月期の当社グループの連結売上高に占める海外売上高の割合は62.7%と過半を占めております。とりわけ、北米地域及びアジア地域での販売の割合が高く、それぞれ26.8%及び27.0%を占めております。なお、アジア地域における売上高の大半は中国市場におけるものであります。これらの地域における販売活動が低迷した場合、当社グループの業績及び財政状態に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(3) カントリーリスク等について

当社グループは、日本国内に加えて、北米、アジア、欧州等の諸外国でも事業展開しております。海外の国・地域においては日本国内とは異なる経済的・社会的・政治的な要因等があります。

そのため、為替リスクのみならず、貿易摩擦等の経済に起因するリスク、文化や慣習の違いから生ずる労務問題や地域特有の疾病等といった社会的なリスク、戦争、テロといった国際政治に関わるリスク、加えて、商習慣の違いにより取引先との関係構築においても予想し得ないリスク等、予測不可能な事態が生じる可能性があります。

このようなリスクが顕在化した場合、製造工程での生産性低下、販売活動の中断等による影響が懸念され、当社グループの業績及び財政状態に大きな影響をもたらす可能性があります。

(4) 競合について

当社グループは国内外を問わず、同業他社との厳しい競合環境の中にあり、同業他社による廉価販売又は新製品開発等の状況によっては、当社グループの競争力が損なわれる可能性も否定できません。

したがって、当社グループのブランド力、販売価格、商品性等が競合他社と比較し、優位性を維持できない場合には、当社グループに重大な影響を及ぼす可能性があります。

(5) 製品の欠陥による影響について

当社グループは、ISO規格に準拠した品質管理基準に従って各種の製品を製造しております。

しかしながら、全ての製品について欠陥がなく、かつ品質不良等が全く発生しない保証はなく、将来的にリコール、苦情又はクレーム等が発生しないという保証もありません。

このような事態が発生した場合には、当社グループブランドに対する顧客の信頼が著しく低下する可能性があり、当社グループへの評価のみならず、業績及び財政状態に重大な影響を与える可能性があります。

なお、当社グループは、現在、製造物賠償責任保険に加入しておりますが、この保険が最終的に負担する賠償額を十分にカバーできている保証はありません。また、引き続きこのような保険に許容できる条件で加入できるとも限りません。

大規模なリコールや製造物賠償責任につながるような製品の欠陥は、多額のコストや当社グループの評価に重大な影響を与え、それによる売上の低下、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 主要原材料及び部品等の調達による影響について

当社グループは、原材料及び購入部品等の多くを外部から購入し、適時、適量の確保を前提とした生産体制をとっております。

当社グループは調達リスク等の回避のため、複数社からの購入を基本としておりますが、一部に、一社からのみ購入する部品があるほか、一部の部品の加工等についても同様に特定の発注先に対して外注を行っております。

このため、当社製品の生産が急増した場合、これら部品の調達が不安定になり、不足等が発生する可能性があります。

また、購入先や発注先の経営状態等にも影響を受ける可能性があります。

現状においては、これらの調達先以外から適時に代替品を入手することは難しく、このような事態が長期にわたった場合、当社グループの生産体制に悪影響を及ぼし、当社グループの業績に大きな影響を与える可能性があります。

また、鋼材等の原材料市場において、需給バランスが崩れることによる原材料価格の高騰が、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 特定の生産拠点への集中、依存について

当社グループの主な生産設備は、山梨県又は海外の特定地域に集中しているため、万が一、当該地域で大規模な震災、水害又はその他の災害等が発生した場合、当社グループの財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 為替環境等による影響について

当社グループの主要な生産拠点が日本である一方、近年海外での売上が増大しております。

当社グループには、海外子会社、外貨建ての売上や資産があるため、外国為替相場変動により、当社グループの業績及び財政状態に大きな影響を与える可能性があります。また、為替相場の変動は、仕入原材料の価格等に影響を与える可能性があります。

(9) 人材確保について

当社グループの発展、成長の糧である人材が適所において確保できない状況又は当社グループがこれまで培ってきた重要な技能・技術の伝承が中断してしまう状況等が顕在化した場合には、当社グループの業績及び財政状態に重大な影響を与える可能性があります。

(10) システム化について

当社グループは、製造・販売・その他の面において、業務合理化のため、業務の一部を電算化、システム化又はオートメーション化しており、情報端末、通信回線等にかかるシステム異常の発生等の重大な障害が発生した場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 法的規制、業界自主規制、税制等による規制強化、規制緩和の影響について

当社グループは、日本国内のみならず、事業展開する各国において、事業の許認可、国家安全保障、独占禁止、通商、為替、租税、特許、環境等、様々な法的規制を受けております。

当社グループは、これらの法的規制の遵守に努めておりますが、将来これらの法的規制を当社グループが遵守できない場合、また、当社グループの営む各事業の継続に影響を及ぼすような法的規制が課せられる場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 知的財産権の保護について

当社グループは独自に開発した技術等を有しており、特許権等の取得等により、当該知的財産権の保護に努めております。また、特許を取得した場合、申請対象となる技術等が推定又は模倣される危険性があるため、特許権等の取得にはなじまない技術等があり、それらについては、別途、当該知的財産権の保護に努めております。

しかしながら、当社グループが当社グループの知的財産権を第三者によって不正使用され、当該第三者に対して訴訟を提起する場合、当社グループが不正使用したとして訴訟を提起される場合等、多額の費用を要する可能性もあります。

(13) 繰延税金資産にかかるリスク

当社グループは、将来の課税所得に関して合理的かつ保守的な見積りに基づき、繰延税金資産を計上しております。この繰延税金資産の計算は、将来の課税所得を含め様々な予測・仮定に基づいており、実際の結果がかかる予測・仮定と異なる可能性があります。なお、現在、政府で検討されている税制関連の法令改正がなされた場合、早ければ平成23年3月期において、繰延税金資産の計算に一時的に影響を及ぼす可能性があります。これらの結果、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第66期)	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	平成22年6月25日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第66期)	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	平成23年2月15日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第67期第3四半期)	自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日	平成23年2月10日 関東財務局長に提出
四半期報告書の 訂正報告書	事業年度 (第67期第3四半期)	自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日	平成23年2月15日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月25日

株式会社キトー
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山本 昌弘

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田邊 晴康

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社キトーの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キトー及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社キトーの平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社キトーが平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月25日

株式会社キトー
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山本 昌弘

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社キトーの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キトー及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社キトーの平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社キトーが平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

株式会社キトー
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山本 昌弘

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田邊 晴康

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社キトーの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第65期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キトーの平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月25日

株式会社キトー
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山本 昌弘

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社キトーの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第66期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キトーの平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月12日

株式会社キトー
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士 山本 昌弘

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社キトーの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社キトー及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月10日

株式会社キトー
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 齊藤 剛

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田邊 晴康

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社キトーの平成22年4月1日から平成23年3月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社キトー及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。